

名 称	能美市消防水利整備事業実施要綱（抜粋）										
目 的	町会・町内会の要望による消防水利の整備について、当該町会・町内会の負担基準を新たに定める。										
<p>(消防水利の整備負担金の対象)</p> <p>負担金の対象となる消防水利の整備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消防水利の設置 新規に消防水利を設置することをいう。</p> <p>(2) 消防水利の撤去 既存の消防水利を撤去することをいう。</p> <p>(3) 消防水利の移設 既存の消防水利を撤去し、別の場所に設置することをいう。</p> <p>(4) 防火水槽の洗浄 強力吸引車による汚水・汚泥の吸引及び高压洗浄車による洗浄を行うことをいう。</p> <p>(負担金額)</p> <p>負担金の額は下記のとおりとする。(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防水利の設置</td> <td>消防水利の設置に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)</td> </tr> <tr> <td>消防水利の撤去</td> <td>消防水利の撤去に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)</td> </tr> <tr> <td>消防水利の移設</td> <td>消防水利の移設に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)</td> </tr> <tr> <td>防火水槽の洗浄</td> <td>防火水槽の洗浄に要した経費の20パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、消防本部警防課（TEL：58-5119、場所：能美市防災センター4階）で担当する。</p>		施設名	負担金の額	消防水利の設置	消防水利の設置に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)	消防水利の撤去	消防水利の撤去に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)	消防水利の移設	消防水利の移設に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)	防火水槽の洗浄	防火水槽の洗浄に要した経費の20パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)
施設名	負担金の額										
消防水利の設置	消防水利の設置に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)										
消防水利の撤去	消防水利の撤去に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)										
消防水利の移設	消防水利の移設に要した経費の10パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)										
防火水槽の洗浄	防火水槽の洗浄に要した経費の20パーセント (1,000円未満の端数を切り捨てた数)										

※ 令和3年4月1日から施行